

1 次期「みえ障がい者共生社会づくりプラン」(中間案)について

1 プランの位置づけ

「みえ障がい者共生社会づくりプラン」は、県が取り組む障がい者の自立および社会参加の支援等のための施策の方向性を明らかにした計画です。

令和3年3月に策定した現行プランは令和5年度末をもって終期を迎えることから、令和6年度から令和8年度までの3か年を計画期間とする新たなプランを策定します。

2 プラン策定のポイント

「障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を基本理念とし、多様性を認め合い、生きがいや安心を実感できる共生社会づくりに向けて各障がい者施策を推進します。

また、計画に基づき、障がい者施策を展開するにあたっては、

- (1)障がい者の自己決定の尊重と意思決定の支援
 - (2)社会的障壁の除去
 - (3)障がい者本位の途切れのない支援
 - (4)障がいの特性等に応じたきめ細かい支援
- を基本原則とします。

3 プランの中間案の概要

第1章 総論

第1節 計画の基本的な考え方(資料1-2 P1~P8)

本プランは、障害者基本法に基づく「障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」および児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」として策定します。

第2節 障がい者を取り巻く状況(資料1-2 P9~P29)

令和5年4月1日現在、県内の障害者手帳所持者数は、身体障害者手帳所持者が約 67,500 人、療育手帳所持者が約 16,700 人、精神障害者保健福祉手帳所持者が約 17,800 人で、合わせて約 102,000 人となっています。近年の推移をみると、身体障害者手帳所持者は減少傾向ですが、療育手帳所持者および精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向がみられます。

第3節 前計画期間(2021年度～2023年度)の取組成果と課題

【目標項目の進捗状況】

(資料1-2 P30～P46)

| 目標項目 | 現状値 (R1) | 実績値 (R3) | 実績値 (R4) | 目標値 (R5) | |
|--------------------------------|-----------------|-------------|-------------|----------------|-----|
| 1 多様性を認め合う共生社会づくり | | | | | |
| 障害者差別解消支援地域協議会設置率 | 63.3% | 80% | 80% | 100% | |
| 障がい者に対する理解が進んでいると感じる県民の割合 | 79.1% (R2年度) | 79% | 80.7% | 85% | |
| 視覚・聴覚障がい者の活動支援に係る人数 | 767人 | 301人 | 711人 | 1,140人 (累計) | |
| 遠隔手話通訳サービスの利用件数 | - (R2年度) | 2件 | 2件 | 100件 (累計) | |
| 2 生きがいを実感できる共生社会づくり | | | | | |
| 特別支援学校における交流および共同学習の実施件数 | 851回 | 524回 | 756回 | 950回 | |
| 一般就労へ移行した障がい者数 | 401人 | 396人 | 339人 | 524人 | |
| 障がいスポーツに関心がある県民の割合 | 49.4% (R2年度) | 56.1% | 50.8% | 62% | |
| 3 安心を実感できる共生社会づくり | | | | | |
| 地域生活移行者数 | 31人 | 12人 | 26人 | 111人 (累計) | |
| 精神科 病院に おける 早期退 院率 | 入院後3か月後 時点 | 70.4% | 70.8% | 76.3% | 69% |
| | 入院後6か月後 時点 | 80.6% | 82.7% | 84.2% | 86% |
| | 入院後1年時点 | 84.3% | 87% | 88.9% | 92% |
| 三重県DWAT登録者数 | 45人 (R2年度) | 74人 | 98人 | 160人 | |

施策体系 1:多様性を認め合う共生社会づくり

「障害者差別解消支援地域協議会設置率」は、計画策定時に 63.3%であったものが令和4年度実績で 80%となり、一定の成果が見られますが、さらに全市町での設置に向け取り組む必要があります。令和3年の障害者差別解消法の一部改正により、令和6年4月から事業者の合理的配慮の提供が義務化されるこ

とから、事業者への周知・啓発を進めていく必要があります。

「障がい者に対する理解が進んでいると感じる県民の割合」は、計画策定時より微増となっておりますが、外見ではわかりにくい障がいなど様々な障がいに対する理解を深めるための啓発活動に取り組む必要があります。

「視覚・聴覚障がい者の活動支援に係る人数」は、令和4年度実績で 711 人になりましたが、進捗は少し遅れています。また、コロナ禍に導入した「遠隔手話サービスの利用件数」は、約80名の登録者はいるものの、ほとんど利用がないことから、改めてニーズの把握を行ったうえで、情報の入手や意思疎通が難しい障がい者への情報保障に取り組む必要があります。

施策体系 2:生きがいを実感できる共生社会づくり

「特別支援学校における交流および共同学習の実施件数」は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年度実績で 756 回となりました。子どもたちが、障がいの有無にかかわらず、互いに理解を深め尊重しあいながら生活していく態度を育むことができるよう取組を進める必要があります。

特別な支援を必要としている子どもがどの学校にも在籍していることから、引き続き、全ての教職員の特別支援教育に関する知識・技能を高めることが必要です。また、特別な支援を必要としている子どもを含む全ての子どもが、互いに尊重し合い、良さを認め合える人間関係を育むことが大切です。

「一般就労へ移行した障がい者数」は、障害者就業・生活支援センターを通じて一般就労した者であり、ハローワークを通じての直接雇用が増える中、計画策定時より減少していますが、令和4年6月1日現在の県内民間企業における障害者実雇用率は 2.42%となり、9年連続で過去最高を更新するとともに、7年連続で法定雇用率 2.3%を達成しています。今後、障がい者の法定雇用率は段階的に引き上げられる(令和6年4月 2.3%→2.5%、令和8年7月 2.5%→2.7%)ことから、障がい者雇用に関する一層の周知・啓発や支援を行うとともに、障がい者の多様で柔軟な働き方を推進していく必要があります。

「障がい者スポーツに関心がある県民の割合」は、計画策定時より微増となっております。新型コロナウイルス感染症の5類への移行に伴い、障がい者スポーツ大会への参加者数も少し戻りつつありますが、参加者の裾野の拡大、応援していただける企業とのマッチング、県民への情報発信をさらに進める必要があります。

施策体系 3:安心を実感できる共生社会づくり

「地域生活移行者数」については、地域生活の場となるグループホームや通所施設について、ここ数年、整備は進んでいるものの、入所施設から地域への移行は入所者の重度化・高齢化や地域生活への不安感から進んでいない状況です。親亡き後の生活の場として、重度障がい者であってもグループホーム等での地域生活が安心して選択できるよう、さらなる支援体制の充実に取り組む必要が

あります。

「精神科病院における早期退院率」は、入院後3か月後時点で計画策定時に70.4%であったものが令和4年度実績で76.3%となるなど、全体的に取組が進んでいます。

精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らせるようになるためには、引き続き、保健、医療、福祉等の重層的な連携体制の構築が必要です。

「三重県災害派遣福祉チーム(三重県 DWAT)登録員数」は、令和4年度実績で98人になりましたが、進捗は少し遅れています。災害等の発生に備え、施設等において避難確保計画等に基づく訓練の実施を促進するとともに、障がい特性に対応した情報提供や福祉避難所の確保、三重県 DWAT 派遣の登録員の拡充に取り組む必要があります。

第2章 障がい者施策の総合的推進

現計画の目標の進捗状況や課題等をふまえつつ、障がい者施策を引き続き推進していく必要があることから、施策体系等の基本的な部分は継承します。

【次期計画の指標(案)】

| 目標項目 | 現状値 (R4) | 目標値 (R8) |
|---------------------------------|-------------|-------------|
| 1 多様性を認め合う共生社会づくり | | |
| 障害者差別解消支援地域協議会設置率 | 80% | 100% |
| 障がい者に対する理解が進んでいると感じる県民の割合 | 31.9% | 40% |
| 手話通訳者、要約筆記者および盲ろう通訳・介助員の登録者数 | 225人 | 255人 |
| 2 生きがいを実感できる共生社会づくり | | |
| 特別支援学校における交流および共同学習の実施件数 | 756回 | 1,000回 |
| 民間企業における障がい者の法定雇用率達成企業の割合 | 59.1% | 63.6% |
| 県が主催する障がい者スポーツ大会等への参加者数 | 1,880人 | 4,200人 |
| 3 安心を実感できる共生社会づくり | | |
| グループホーム等において地域で自立した生活をしている障がい者数 | 2,159人 | 2,480人 |
| 医療的ケア児・者コーディネーター養成者数 | 174人 | 300人 |
| 三重県災害派遣福祉チーム(三重県DWAT)登録員数 | 98人 | 200人 |

第1節 多様性を認め合う共生社会づくり(資料1-2 P47~P57)

(1)権利擁護の推進

令和6年4月から改正障害者差別解消法が施行されることから、障がいに基づくあらゆる差別をなくすとともに、合理的配慮の提供が確保されるよう、アウトリーチによる働きかけなど様々な機会を捉えて周知啓発に取り組みます。

また、障害者虐待防止法に基づき、虐待の未然防止や早期発見、迅速かつ適切な対応など、障がい者虐待の防止に向けた取組を一層進めます。

(2)障がいに対する理解の促進

障がいの有無によって分け隔てられることなく、人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現のため、様々な機会を活用し、障がいについての理解を深めるための啓発や広報を実施します。

(3)情報アクセシビリティの向上と社会参加の環境づくり

「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」をふまえ、視覚・聴覚障がい者等への情報保障のためのアクセシビリティ向上の取組を引き続き進めるとともに、移動支援や施設等のバリアフリー化を通じて障がい者の社会参加を促進します。

また、令和6年度から手話施策推進計画が改定されることから、当該計画に基づき、手話通訳を行う人材の育成・確保や手話の普及等、遠隔手話を含めた手話を使用しやすい環境整備を進めます。

第2節 生きがいを実感できる共生社会づくり

(資料1-2 P58~P68)

(1)特別支援教育の充実

特別な支援を必要とする子どもについて、小・中・高等学校、特別支援学校の間で指導・支援に必要な情報を確実に引き継ぎ、早期からの一貫した支援を行います。

特別な支援を必要とする子どもがどの学校にも在籍していることから、すべての教職員が特別支援教育に関する知識・技能を高められるよう研修等を実施します。

卒業後も地域で豊かな生活を送ることができるよう、文化芸術活動や地域行事への参加などを通して、周りの子どもや保護者、地域への特別支援教育に係る理解啓発に努めます。

(2)雇用・就労の支援

福祉事業所における工賃等の向上を図るため、研修会の開催や経営コンサルタントの派遣をするなど福祉事業所の経営改善を支援します。また、共同受注窓口による福祉事業所と企業のマッチング強化を図るほか、福祉事業所等からの

優先調達に取り組みます。

農林水産分野における障がい者の就労拡大に向け、農福連携に取り組む福祉事業所や農林水産事業者の経営発展を支援し工賃向上を図るとともに、施設外就労を中心に、農林水産業と福祉をつなぐ人材の育成やマッチングの仕組みづくりなどの支援体制の構築・強化に取り組みます。

また、障がい者雇用の拡大や、障がい者雇用に対する企業・県民の理解促進のため、関係機関と連携し、地域の企業等における職業訓練の実施や、ステップアップカフェなどの取組を行います。さらに、障がい者が自分に合った働き方を選択し、その適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、テレワークや短時間就労など障がい者のニーズに応じた多様で柔軟な働き方について県内企業への普及に努めます。

(3)スポーツ・芸術文化活動の拡大

障がい者スポーツの裾野の拡大を図るため、三重県障がい者スポーツ支援センターを拠点に、県障がい者スポーツ大会や初心者講習会の開催、障がい者スポーツ指導員の養成、企業とのマッチング、SNS による情報発信などに取り組みます。

また、三重県障がい者芸術文化活動支援センターを中心に、芸術文化活動を通じた障がい者の社会参加の促進やICTを活用した情報発信、アートサポーターの確保等に努め、障がい者の多様な活躍の場の拡大を図ります。

さらに、「視覚障害者等のための読書環境の整備に関する法律」に基づき、県立図書館や点字図書館で行っている視覚障がい者等へのサービスの周知を行うとともに、障がいの状況に応じた読書環境の充実を図ります。

第3節 安心を実感できる共生社会づくり(資料1-2 P69~P84)

(1)地域移行・地域生活の支援の充実

障がい者が地域において必要な支援を受けながら、自らの決定や選択に基づいて自立した生活が送れるよう、市町による基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等の整備を進めるなど、地域の実情をふまえながら相談支援体制の充実に取り組みます。また、特に重度障がい者の地域生活を支援するため、居住や日中活動の場の整備に取り組みます。

障害福祉サービス事業所等、相談支援事業所、市町などの関係職員を対象とした研修を実施するなど、引き続き障がい福祉人材の育成・確保に努めるとともに、サービスの質の向上を図ります。

高次脳機能障がい支援センター、自閉症・発達障害支援センター、障害者就業・生活支援センターにおいて、専門的な相談支援を行うとともに、地域の関係機関と連携し、障がい者の地域生活を支援します。

(2)福祉と保健・医療などが連携した支援の充実

障がい児やその家族を支援するため、障がいの早期発見・早期支援につなげ

るとともに、障がい児等の地域生活を支援する拠点として児童発達支援センターの整備及び機能強化を図ります。

聴覚障がい児を含む難聴児が適切な支援を受けられるよう、「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針(令和4年2月)」に基づき、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を整備します。

医療的ケアを必要とする障がい児・者に対して、福祉、医療、保健、教育等が連携して途切れのない支援が適切に提供されるよう、三重県医療的ケア児・者相談支援センターを中心に、家族等への相談支援、地域の支援者支援や受け皿の整備に取り組みます。

また、精神障がい者が身近な地域で保健、医療、福祉等のサービスを切れ目なく受けられるように「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めるとともに、難病患者の療育相談、生活相談等に取り組みます。

さらに、発達障がい児・者について、医療、教育、福祉などの連携のもと、途切れのない発達支援体制の構築や専門人材の確保、強度行動障がいに対する支援体制の構築などに取り組みます。

(3)防災・防犯・安全対策の推進

災害等の発生に備え、社会福祉施設等における避難確保計画等の早期の策定や計画に基づく避難訓練の実施を促進します。

また、福祉避難所については、引き続き、市町に対し障がい特性に対応した必要な箇所への設置を促すとともに、大規模災害発生時の三重県 DWAT 派遣に備えた登録員の確保及び訓練等に取り組みます。

さらに、障害児通所支援事業所等の送迎車両の安全確保措置や外出時の通路の安全確認を促すなど、障がい児の安全対策に取り組みます。

第3章 障害福祉計画・障害児福祉計画(資料 1-2 P85~P124)

令和5年5月に告示された国の基本指針に即して、地域生活への移行・就労支援等に関する成果目標や、支援体制整備のための活動指標(サービス見込量)等について、障害保健福祉圏域単位および県全体で定めます。

成果目標や活動指標の具体的な数値等については、現在、各市町で検討中の障害福祉計画および障害児福祉計画の数値等と整合を図る必要があることから、最終案に明記します。

なお、県が主体的に実施する事業に係る数値目標および全市町の設置等が望ましい数値目標については、現時点の案を記載しています。

第4章 計画の推進(別冊 1 P125~P127)

福祉・医療・雇用・教育などの関係分野が協議、連携し、施策を総合的に推進するとともに、三重県障害者施策推進協議会等における報告、検証、協議等を実施するなど、PDCAサイクルに基づき適切に進行管理を行います。

4 今後のスケジュール(予定)

- 令和5年 12月 県社会福祉審議会で説明(中間案)
パブリックコメント実施(~令和6年1月)
- 令和6年 2月 障害者自立支援協議会で説明(最終案)
障害者施策推進協議会で説明(最終案)
障がい者差別解消支援協議会で説明(最終案)
- 3月 医療保健子ども福祉病院常任委員会で説明(最終案)
計画の策定